６　簡易培養　60点

注１　１から６までについては、同一検体について一般培養と併せて嫌気性培養を行った場合は、嫌気性培養加算として、115点を所定点数に加算する。

２　入院中の患者に対して、質量分析装置を用いて細菌の同定を行った場合は、質量分析装置加算として、40点を所定点数に加算する。

Ｄ０１９　細菌薬剤感受性検査

１　１菌種　170点

２　２菌種　220点

３　３菌種以上　280点

Ｄ０１９－２　酵母様真菌薬剤感受性検査　150点

Ｄ０２０　抗酸菌分離培養検査

１　抗酸菌分離培養（液体培地法）　280点

２　抗酸菌分離培養（それ以外のもの）　204点

Ｄ０２１　抗酸菌同定（種目数にかかわらず一連につき）　361点

Ｄ０２２　抗酸菌薬剤感受性検査（培地数に関係なく）　380点

注　４薬剤以上使用した場合に限り算定する。

Ｄ０２３　微生物核酸同定・定量検査

１　細菌核酸検出（白血球）（１菌種あたり）　130点

２　淋菌核酸検出、クラミジア・トラコマチス核酸検出　204点

３　ＨＢＶ核酸定量　279点

４　淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出　286点

５　レジオネラ核酸検出　292点

６　マイコプラズマ核酸検出　300点

７　ＥＢウイルス核酸定量　310点

８　ＨＣＶ核酸検出、ＨＰＶ核酸検出、ＨＰＶ核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）、百日咳菌核酸検出　360点

注　ＨＰＶ核酸検出及びＨＰＶ核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、細胞診によりベセスダ分類がＡＳＣ－ＵＳと判定された患者又は過去に区分番号Ｋ８６７に掲げる子宮頸部（腟部）切除術若しくは区分番号Ｋ８６７－３に掲げる子宮頸部摘出術（腟部切断術を含む。）を行った患者に対して行った場合に限り算定する。

９　インフルエンザ核酸検出、抗酸菌核酸同定、結核菌群核酸検出　410点

10　マイコバクテリウム・アビウム及びイントラセルラー（ＭＡＣ）核酸検出　421点

11　ＨＣＶ核酸定量　437点

12　ＨＢＶ核酸プレコア変異及びコアプロモーター変異検出、ブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子検出、ＳＡＲＳコロナウイルス核酸検出、ＨＴＬＶ－１核酸検出、単純疱疹ウイルス・水痘帯状疱疹ウイルス核酸定量　450点

13　ＨＩＶ－１核酸定量　520点

注　検体の超遠心による濃縮前処理を加えて行った場合は、濃縮前処理加算として、130点を所定点数に加算する。

14　結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出、結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出、結核菌群イソニアジド耐性遺伝子検出、サイトメガロウイルス核酸検出　850点

15　細菌核酸・薬剤耐性遺伝子同時検出　1,700点

注　別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において実施した場合に算定する。

16　ＨＰＶジェノタイプ判定　2,000点

17　ＨＩＶジェノタイプ薬剤耐性　6,000点

注　５、６、８（百日咳菌核酸検出に限る。）又は９（結核菌群核酸検出に限る。）に掲げる検査の結果について、検査実施日のうちに説明した上で文書により情報を提供した場合は、迅速微生物核酸同定・定量検査加算として、100点を所定点数に加算する。

Ｄ０２３－２　その他の微生物学的検査

１　黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白２’（ＰＢＰ２’）定性　55点

２　尿素呼気試験（ＵＢＴ）　70点

３　大腸菌ベロトキシン定性　194点

Ｄ０２４　動物使用検査　170点

注　使用した動物の費用として動物の購入価格を10円で除して得た点数を加算する。

（基本的検体検査実施料）

Ｄ０２５　基本的検体検査実施料（１日につき）

１　入院の日から起算して４週間以内の期間　140点

２　入院の日から起算して４週間を超えた期間　110点

注１　特定機能病院である保険医療機関において、入院中の患者に対して行った検体検査について算定する。

２　次に掲げる検体検査の費用は所定点数に含まれるものとする。

イ　尿中一般物質定性半定量検査

ロ　尿中特殊物質定性定量検査

ハ　尿沈渣（鏡検法）

ニ　糞便検査

ホ　穿刺液・採取液検査

ヘ　血液形態・機能検査

ト　出血・凝固検査

チ　造血器腫瘍遺伝子検査

リ　血液化学検査

ヌ　免疫血液学的検査

ＡＢＯ血液型及びＲｈ（Ｄ）血液型

ル　感染症免疫学的検査

梅毒血清反応（ＳＴＳ）定性、抗ストレプトリジンＯ（ＡＳＯ）定性、抗ストレプトリジンＯ（ＡＳＯ）半定量、抗ストレプトリジンＯ（ＡＳＯ）定量、トキソプラズマ抗体定性、トキソプラズマ抗体半定量、梅毒トレポネーマ抗体定性、梅毒血清反応（ＳＴＳ）半定量、梅毒血清反応（ＳＴＳ）定量、梅毒トレポネーマ抗体半定量、梅毒トレポネーマ抗体定量及びＨＩＶ－１抗体

ヲ　肝炎ウイルス関連検査

ＨＢｓ抗原定性・半定量、ＨＢｓ抗体定性、ＨＢｓ抗体半定量、ＨＢｓ抗原、ＨＢｓ抗体、ＨＣＶ抗体定性・定量、ＨＣＶ構造蛋白及び非構造蛋白抗体定性及びＨＣＶ構造蛋白及び非構造蛋白抗体半定量

ワ　自己抗体検査

寒冷凝集反応及びリウマトイド因子（ＲＦ）定量

カ　血漿蛋白免疫学的検査

Ｃ反応性蛋白（ＣＲＰ）定性、Ｃ反応性蛋白（ＣＲＰ）、血清補体価（CH_{50}）及び免疫グロブリン

ヨ　微生物学的検査

３　療養病棟、結核病棟又は精神病棟に入院している患者及び第１章第２部第２節に規定するＨＩＶ感染者療養環境特別加算、二類感染症患者療養環境特別加算若しくは重症者等療養環境特別加算又は同部第３節に規定する特定入院料を算定している患者については適用しない。

第２款　検体検査判断料